

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

【減免の対象となる世帯 及び 減免額】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
⇒ 保険税を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯
⇒ 保険税を全額 または 一部免除

【②該当世帯の具体的要件】 次の要件全てに該当

- i 世帯主の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ii 世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- iii 世帯主の「減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得」の合計額が、400万円以下であること

【減免額の算出方法】

減免対象税額 (A×B/C) に 減免割合 (D) をかけた金額

※1

※2

※1 減免対象税額(A×B/C)

- A: 世帯の保険税額
B: 世帯主の「減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額」
C: 世帯主及び世帯の被保険者全員の「前年の合計所得金額」

※2 前年の合計所得金額に応じた減免割合 : D

300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

【減免の対象となる保険税】

- 令和元年度分 及び 令和2年度分の保険税
- 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金支払日）が設定されているもの